

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

学長が決定を行うに当たり教授会が意見を述べる事項のうち、教育研究に関する重要な事項で、学長が授会の意見を聴くことが必要であると認めるものを教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものとする。

(第九十三条第二項第三号関係)